

金融庁 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言から 読み取るべき課題

青山学院大学大学院教授 八田 進二

1. 「会計監査の在り方に関する懇談会」 の設置の趣旨

資本市場の信頼性を確保し、より向上させるためのインフラとして、会計および監査制度が信頼し得るものでなければならないことは周知のとおりである。しかし、わが国の場合、21世紀に入ってから、公開会社における会計不正は止むことがなく、それどころか、歴史ある著名な企業においても、会計不正が露呈することから、市場の信頼が大きく失墜してきているものと思われる。そのため、規制当局としても等閑視することはできない深刻な状況にあるとの認識から、下記の趣旨の下、「会計監査の在り方に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）を設置したのである^①。

会計監査については、これまで、その充実に向けて累次の取組みが行われてきたところである。しかしながら、近年のIPO（株式新規公開）を巡る会計上の問題や会計不正事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にある。

このため、今後の会計監査の在り方について、経済界、学者、会計士、アナリストなど関係各界の有識者から提言を得ることを目的として、「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置したのである。

ところで、ここに指摘のある「近年のIPO（株式新規公開）を巡る会計上の問題」に関しては、日本取引所グループが、「最近の新規公開を巡る問題と対応について」を公表して、新規公開の品質確保に向けての要請を行っている^②。なお、この「懇談会」設置の直接的な契機となったのが、昨年発覚した東芝の不正会計事案（以下、「東芝事案」という。）にあったことは疑う余地も

① 金融庁「『会計監査の在り方に関する懇談会』の設置について」（2015年9月18日）。

② 株式会社日本取引所グループ「最近の新規公開を巡る問題と対応について」（2015年3月31日）。なお、日本経済新聞の記事によれば、最近のIPOを巡る問題例として、下記の事案を取り上げている（「IPO審査の厳格化要請 日本取引所、証券会社などに」、『日本経済新聞』電子版2015年3月31日）。

① エナリス 2013年10月上場。ディーゼル発電機の取引で不正会計の疑惑。2014年12月に創業社長らが引責辞任。

② ジャパンディスプレイ 2014年3月上場。上場1カ月の4月を皮切りに業績予想を3度下方修正。株価は一時公募価格の約3分の1に下落。

③ gumi 2014年12月上場。上場2カ月半で収益見通しを営業赤字に下方修正。株価は一時上場来高値から約6割安い水準に下落。

ないところである^③。

確かに、わが国では、これまでも社会の注目を浴びた21世紀に入ってから会計不正事件として、カネボウ事件(2005年)、ライブドア事件(2006年)、日興コーディアル事件(2006年)、三洋電機事件(2007年)およびオリンパス事件(2011年)が挙げられる。このオリンパス事件を受けて、金融庁企業会計審議会では、平成24(2012)年5月30日、監査部会を開催して、「我が国における近時の会計不正事案においては、結果として公認会計士監査が有効に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘がある。本監査部会においては、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、我が国の監査をより実効性のあるものとするとの観点から、会計不正等に対応した監査手続等の検討を行い、公認会計士の行う監査の規範である監査基準等について所要の見直しを行うこととする。」として、会計不正等に対応した監査基準についての検討を行うこととなったのである。その結果、平成25(2013)年3月26日、新たに「監査における不正リスク対応基準」を制定して、不正による重要な虚偽の表示を見失うことなく、監査制度の実効性をより高めることが期待されたのである。

しかしながら、こうした制度対応を反故にするかのように露呈した「東芝事案」(2015年)を前にして、当局のみならず、多くの監査関係者は失望にも似た無力感を感じたといっても過言ではないであろう。というのも、東芝の場合、実効性あるコーポレート・ガバナンスを導入すべく、逸早く、監査役設置会社に代えて委員会設置会社(現在の、指名委員会等設置会社)に組織変更して、複数の社外取締役による監視・監督

の機能強化を図っていたと思われたからである。加えて、同社は、これまで、歴代の社長経験者が、日本経団連の会長、副会長、そして評議員会議長等の要職を担ってきており、日本経団連との関係は他社とは比べものにならないほど深い。その日本の財界を代表する会社において、長年にわたる会計不正が行われてきたということから、東芝事案は単に個社の不祥事として片づけられるべきものではなく、日本の資本市場全体の信頼を失墜させた重大問題と認識すべきものと捉えられたのである。さらに、この東芝の外部監査を長年にわたって担当してきた会計監査人が、わが国の監査法人の中で最も古い歴史を有する新日本有限責任監査法人であったことも、当局にとっては、重大視すべき事案となったものと解される。

こうした状況の下、金融庁では、平成27(2015)年10月6日、第1回目の懇談会を開催して、下記に示された議論のポイント(第1回の懇談会資料)を踏まえながら、会計監査の信頼性向上に向けた議論がなされたのである。

- 関与会計士の力量
- 監査法人のマネジメント
- 会計監査の手法
- 第三者の眼
- 監査先企業のガバナンス
- 各種基準・実務指針 等
 - 会計基準
 - 監査基準(品質管理基準・不正リスク対応基準を含む)
 - 内部統制基準
- その他

その後3回にわたる会合を経て、平成28(2016)年3月8日、懇談会では、「『会計監査の信頼性確保のために―会計監査の在り方に関する懇談会』提言」(以下、「提言書」という。)と

③ 田原泰雄・挽地愛、「当局解説『会計監査の在り方に関する懇談会』提言について」、『経理情報』2016.5.1(No.1445)25頁。

題する報告書を公表したのである。

2. 『提言書』の概要とポイント^④

『提言書』では、大前提として、会計監査を「企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。」と捉えている。とりわけ、会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じて、会計監査実施のための規制・基準は相当程度整備されてきたものの、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われる状況に至っていると捉えている。そして、こうした背景をもたらしている要因として、以下の3点を指摘している。

- (1) これらの規制・基準が監査の現場に十分に定着していないこと
- (2) こうした規制・基準を定着させるための態勢が監査法人や企業等において十分に整備されていないこと
- (3) そのような態勢整備がなされているかを外部から適切にチェックできる枠組みが十分に確立されていないこと

但し、不正会計問題への対応に際しては、単に会計監査の実施に関する規制や基準を強化するのではなく、その費用と便益を検証しつつ、問題の本質に焦点を当てた対応を取るべきであるとして、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みとして、以下の5つの柱からなる施策の必要性を提言している。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

(3) 企業不正を見抜く力の向上

(4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

(5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

以下、これらの施策の具体的な内容のポイントについて見ておくこととする。

まず、(1)監査法人のマネジメントの強化に関しては、最近の不正会計事案を教訓に、監査法人の品質管理体制に課題があるとして、①監査の現場やそれを支える監査法人組織において職業的懐疑心が十分発揮されていなかったこと、②当局の指摘事項を踏まえた改善策が組織全体に徹底されていなかったこと、そして、③監査品質の確保に重点を置いた人事配置・評価が行われていなかったこと、を問題点として指摘している。加えて、当局の検査では、経営陣によるマネジメントの不備が監査の品質確保に問題を生じさせている原因であるとの指摘もなされている。そこで、とりわけ大手上場企業等の監査を担当する監査法人を念頭に、実効性の高いガバナンスの確立と有効に機能するマネジメントを確保するために、①監査法人のガバナンス・コードの導入と、②大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備を進めることが必要との考えが示されている。

この内、前者の監査法人のガバナンス・コードについては、すでに、イギリスおよびオランダにおいて導入されており、また、わが国の場合、昨年より、上場企業向けに導入されたコーポレートガバナンス・コードの取組みも奏功しているとの観点から、金融庁の主導により、早急に検討を進めるべきとの方向性も示されている。こうしたコードの導入とその遵守が図ら

^④ 本節での議論については、基本的に、平成28年3月8日に金融庁から公表された「『会計監査の信頼性確保のために－会計監査の在り方に関する懇談会』提言」の内容に依拠している。

れるならば、準大手監査法人等、大手監査法人以外の監査法人においても、実効的なガバナンスと有効なマネジメントが期待されることから、監査法人の監査品質の向上につながり、より多くの監査法人が大手上場企業等の監査を担えるようになることが期待されるというのである。さらに、当局と大手・準大手監査法人等との間で協議会等の継続的な対話の場を設け、大手上場企業等の会計監査をめぐる課題等について問題意識の共有を図り、監査業務の水準を向上させていくことも、後者の環境整備に資するものと捉えている。

次に、(2)会計監査に関する情報の株主等への提供の充実に関しては、会計監査の最終的な受益者であり、かつ、監査人の選解任を最終的に決定する役割を担っている株主が、株主総会において、適切な判断を行うために必要な情報が提供されるための施策を講じることが提言されている。

具体的には、①企業が適正な監査の確保に向けて監査人とどのような取組みを行っているか、監査役会等が監査人をどのように評価しているか等について、有価証券報告書等における会計監査に関する開示の内容を充実させること。そして、会計監査の透明性向上のために、②企業側からの情報提供に加え、監査法人等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供を行ったり、また、当局等においても情報提供の充実努めるべきであるとする。その具体的な施策として以下の事項が提言されている。

ア. 監査法人のガバナンス情報等についての開示を行うこと

イ. 監査報告書の透明性を高めるとの観点から、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載すること

ウ. 監査人の交代の理由・経緯等についての適切な開示を行うこと。また、日本公認会計士協会において、監査法人等が交代の理由等に関して適時意見を述べる開示制度を設けるなど、開示の主体やその内容などについて検討すること

エ. 公認会計士・監査審査会(以下、「審査会」)によるモニタリング活動の成果を整理して公表する(「モニタリングレポート」)ことで、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するようにすること

なお、上記施策のうち、イの「監査報告書の透明化」については、監査業務の透明性を確保するとの視点から、既に諸外国において議論されてきている監査報告書の長文化の動向等に加え、会計監査自体の透明性を向上させるために、既に、監査人と監査関係者とのコミュニケーションの充実を図る観点から、米国の監査品質センター(Center of Audit Quality ; CAQ)や、公開会社会計監視委員会(Public Company Accounting Oversight Board ; PCAOB)が検討を進めている「監査品質の指標 (Audit Quality Indicators ; AQI)」の活用等については、今後の課題とされている。

さらに、(3)企業不正を見抜く力の向上に関しては、最近の不正会計事案からも明らかなように、会計士個人として、また組織として、企業不正を見抜く力が欠如していたことが指摘されている。そのため、こうした事態の再発を防止するための具体的施策として、①会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮と、②不正リスクに着眼した監査の実施の2点について提言している。前者については、監査現場での訓練(OJT)、教育研修を通じた過去の不正事例からの学習、さらには不正調査に関連する資格の取得や企業への出向等の懲罰等による会計士の力量向上のための幅広い取組みが

必要であるとしている。こうした会計士個人の力量の向上に加え、会計士による職業的懐疑心の発揮を確保するための、組織としての態勢整備の必要性が指摘されている点は、留意すべきであろう。

また、後者については、既に制定されている監査基準や品質管理基準、さらには不正リスク対応基準等、会計監査を実施するための規制・基準は相当程度整備されてきていることから、これらの基準等の適切な実施を徹底させるためにも、監査法人等には、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させることが不可欠であるとの指摘がなされている。

(4)「第三者の眼」による会計監査の品質のチェックに関しては、監査業務自体、個別性・専門性が高く、企業の機密情報の取扱いを伴うことから、「ブラックボックス」とも言われるように、その過程や結果の適正性を外部からチェックすることが困難であるため、監査の品質や信頼性に疑念が持たれる場合がある。したがって、適正な職業的懐疑心の発揮を促し、会計監査の品質・信頼性を確保するためには、監査人の独立性の確保を徹底することや、当局や協会といった独立した「第三者」による監査の品質チェックの実効性を向上させることが不可欠である、というのである。そのための具体的な施策として、大きく次の3点について提言している。①監査法人の独立性の確保を徹底させること、②当局の検査・監督態勢を強化すること、そして、③日本公認会計士協会(以下、「協会」)の自主規制機能を強化させることである。

上記①の監査人の独立性の強化については、最近の不正会計事案においても、長期間にわたって同じ企業やその子会社の監査を担当した者が監査チームの中心となっていたことにより、企業側の説明や提出資料に対して職業的懐疑心に基づく検証が十分に実施できなかったことが、

不正会計を見逃した一因として指摘されていることから、監査法人を一定期間毎に強制的に交代させるローテーション制度の導入の妥当性が俎上に載せられていた。というのも、既に、EUでは、上場企業等に対して、この一定期間毎の監査法人等の強制的交代を義務づける規則(レギュレーション)が平成26(2014)年6月に発効し、本年6月から適用される予定となっていることから、わが国においても有効な選択肢の一つであると考えられるからである。

因みに、同趣旨の議論は、平成18(2006)年12月22日に公表された、金融庁・金融審議会公認会計士制度部会報告『公認会計士・監査法人制度の充実・強化について』の「監査人の独立性と地位の強化のあり方」の項においてなされていたのであるが、次のような評価の下、棚上げにされた問題なのである。

監査法人の交代制の義務付けについては、監査人の独立性確保を徹底するとの観点から意義があるとの指摘がある一方で、i)監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii)監査人、被監査会社に生じる交代に伴うコスト、iii)被監査会社の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な整合性の確保、iv)大規模監査法人の数が限定されている中での交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点が指摘されるところであり、少なくとも現状においてこれを導入することについては、慎重な対応が求められる。

上記のような背景を基礎に、『提言書』では、「まずは諸外国の最近の動向も踏まえつつ、我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリットや、制度を導入した際に実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきである。」として、今後とも検討すべき継続案件としている。

②の当局の検査・監督態勢の強化については、従来、2年に1度の頻度で行ってきた大手監査

法人に対する審査会の検査をより機動的に行うとともに、必要なフォローアップを実施して検査の適時性・実効性を向上させるべきとしている。またその際、協会との適切な役割分担を図りつつ、全体として監査の品質のチェックの実効性を向上させる必要があるとしている。さらに、金融庁による監督については、大手監査法人等に対しては、従来の個別の監査証明の適正性を確保するための監督にとどまらず、適正な会計監査の実施を確保するためのガバナンスの確立およびマネジメントの有効性に着目した監督を行うことで、その実効性向上を図っていく必要があるとしている。

さらに、③協会の自主規制機能の強化については、品質管理レビューによる監査の品質チェックの実効性を高めるとともに、当該レビューを各法人等のリスクに応じたより深度あるものとするなどの見直しを行うべきであること、加えて、上場会社監査事務所登録制度についても、監査法人等が上場企業を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な運用に努めるべきであると提言している。

最後の(5)高品質な会計監査を実施するための環境の整備に関しては、監査対象企業における課題を克服するための具体的施策が提言されている。というのも、最近の不正会計事案においても、上場企業のガバナンスや内部統制は形式的には整備されていたものの、経営トップが当期利益至上主義のもとで予算の達成や実績見込みの上積みを強く求めたのに対し、内部統制が機能せず、監査委員会等もその監査機能を発揮できなかったことが指摘されており、企業サイドの取組が不可欠と考えられるからである。そのため、かかる課題を克服するための施策として、以下の3点が提言されている。すなわち、①企業の会計監査に関するガバナンスを強化す

ること、②実効的な内部統制を確保すること、そして、③ITの有効活用により、高品質な会計監査を実施するための取組みを進めていくこと、である。

①については、不正会計の端緒を早期に発見し、これを防止するためには、各上場企業が、財務・経理に関して適切な知見を有する社外監査役等を選任するなど、監査役会等の独立性・客観性・実効性を高める必要があるとしている。また、監査役会等および取締役会において、十分な監査時間や監査人から経営陣幹部へのアクセス、監査人と企業との十分な連携等を確保するための適切な態勢整備に取り組むとともに、内部通報制度の実効性を高めるための措置を講じることが求められるとしている。②の内部統制の実効性確保については、内部統制報告制度の運用状況について必要な検証を行い、制度運用の実効性確保を図っていくべきであるとしている。③のITの活用については、リスクに応じたより深度ある会計監査の実施を可能とすべく、国際監査・保証基準審議会(IAASB)においても、昨年、監査におけるITの活用に関するワーキンググループが立ち上げられ、具体的な活用事例や、監査手続に与える影響について調査を実施していることに鑑みて、その動向について注視していくとしている。

最後に、「適切な資質・力量を備えた会計士を育成・確保する観点からは、引き続き公認会計士資格の魅力の向上に取り組むとともに、公認会計士試験制度や実務補習等の在り方についても、継続的に検討を行っていくことが重要である。」との指摘は、今後とも、会計監査の信頼性の更なる向上に向けた取組みを継続させることが不可欠であることを示している。

なお、『提言書』では、会計監査に関わる関係者が、懇談会における以上の提言の実現に取り組むことにより、以下のような好循環が生ま

れるとともに、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれるとしている。

- ・監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する
- ・企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人等に監査を依頼するようになる
- ・このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等につながる

さらに、「このような監査の品質と透明性の向上に伴い、大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人の厚みが増し、大手上場企業等やその株主が、適切な評価のもとに、より幅広い選択肢のなかから、監査法人を選ぶことができるようになっていくことも期待される。」と捉えている。

いずれにしても、『提言書』で示された具体的な施策は、会計監査の品質向上に向けて考えられるあらゆる施策が列挙されているが、その中でも、直ちに実施可能なものについては、速やかな実施と、その進捗状況についてのフォローを懇談会が行うとしている。また、提言のうち、更なる調査・分析を必要とするものについては、関係者において速やかに調査等が行われることを求めるとともに、懇談会としても、調査等の結果を踏まえ、必要に応じて更なる検討を行っていくとしている。

3. 日本公認会計士協会の取組みと対応

一方、協会は、平成28(2016)年1月27日、「監査人は、資本市場の健全な発展に寄与すべく、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない。昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、公認会計士監査の信頼回復のため、会員各位には下記の点について特に留意し、真摯に監査業務に取り組むことを強く要請する。」として、会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」を発出した^⑤。そこでは、以下の7項目について特に留意し、真摯に監査業務に取り組むことが記されている。

- (1) リスク・アプローチに基づく監査の実施に当たっては、企業及び企業環境を十分に理解した上で、リスクを適切に評価することが決定的に重要となることを再認識すること。
- (2) 監査人は、監査の全過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持し発揮する必要があること。
- (3) 経営者による内部統制を無効化するリスクは、全ての企業に存在することから、監査人は、経営者は誠実であるとの思い込みにより、内部統制無効化リスクは低いと判断することなく、職業的懐疑心をもって批判的に評価する必要があること。
- (4) 会計上の見積りの監査に当たっては、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討において、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、収集した情報や監査チーム内に蓄積された知識に照らして批判的

⑤ 本通牒の内容についての解説については、以下を参照のこと。

泉本小夜子「会長通牒『公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組』の解説」、『週刊経営財務』2016.3.21(No.3253)14-20頁。

に検討する姿勢を保持する必要があること。

(5) 監査チーム内での情報共有および知識を適時に共有するため、随時、十分な討議を行う必要があること。

(6) 審査担当者は、監査チームが行った重要な判断や監査意見を客観的に評価することが求められること。

(7) 高品質な監査を可能とするにも、十分な監査時間・期間の確保が必要であること。

以上からも理解されるように、この会長通牒で示された具体的な取組みは、新たな監査手続や監査対応を求めているのではなく、そのすべてが現行の監査の基準において規定されている内容のものである。したがって、それは、現下の不正会計事案に対する教訓から、再び社会からの批判を受けることのないよう、協会の全会員に対して、監査人としての役割を誠実に果たすことを再認識すべきとのメッセージと捉えられる。

しかし、その後に公表された今般の『提言書』の内容から見てもわかるように、わが国の会計監査の在り方に対する理解に対して、若干の齟齬があることが危惧される。というのも、『提言書』での最大のテーマは、個別の監査行為や監査手続、あるいは個々の監査対応に懸念を抱いているということではなく、監査法人の組織としての有り様、すなわち、組織のガバナンスと有効なマネジメントの機能強化に主眼が置かれているからである。

確かに、本通牒では、最後に、「監査人は強い態度で監査業務に臨むことが必要である。監査は公共の利益のために行われている点、すなわち、被監査会社の株主・投資家等、監査報告書の利用者のために行われている点を踏まえ、会計不祥事が繰り返されることのないよう、職業的懐疑心をもって監査を実施しているかを厳しく自問していただきたい。」として、会長の

強い思いが吐露されているが、現行の会計監査が組織的に行われている点からして、やはり、監査法人全体を統括する視点からの是正ないしは改善に向けた取組みが提言されるべきであるといえる。

なお、この会長通牒の発出に即して、同日に、協会の監査業務審査会から監査提言集(特別版)『財務諸表監査における不正への対応～不正による重要な虚偽表示を見逃さないために～』が公表されている。そこでは、「監査人は、経営者不正への対応の困難さを言い訳にすることなく、職業的専門家としての自覚を持って真摯な姿勢で取り組まなければならない。それが監査人に対する社会からの期待である。」として、経営者不正に対しての監査人の対応について、社会の期待に応える形で、監査人の責任を宣言している姿勢に対しては、プロフェッションとしての気概として高く評することができるであろう。願わくは、実際に個々の監査人が、こうした自覚をもって監査業務に邁進することで、会計監査に対する信頼性を高めることにつながることを期待するものである。

4. 終わりに

『提言書』の公表を受けて、協会は、平成28(2016)年3月8日、「金融庁『会計監査の在り方に関する懇談会』提言を受けて」と題する会長声明を公表した。その中で、協会会員に対しては、「職業的懐疑心を十分に発揮し、真摯に監査業務に取り組むことはもちろんのこと、提言の趣旨を十分に理解の上、今後の議論を注視するとともに、適時に適切な対応が可能なように、あらかじめ準備を進めることを期待する。」との要請を行っている。加えて、『提言書』で述べられている「自主規制機能の強化、監査におけるITの活用、公認会計士資格の魅力の向上」など、直ちに実施可能なものについては速やか

に実施に向けた作業を進めることで、「我が国の資本市場における情報の信頼性確保のため、監査制度及び監査環境の整備・充実に必要な施策に、更に一層、取り組む所存である。」との考えを発している。

いずれにしても、今般公表の『提言書』の内容において、現行の監査制度の中で具体的に大きな影響を及ぼすと考えられる施策の1つは、監査法人ガバナンス・コードの制定とそれに対する遵守状況の開示である。かかるコードへの遵守のいかんにより、会計監査人としての適格性が判定されることになり、結果として、監査の品質の向上が図られることになるものと考えられる。つまり、ガバナンス・コードの適用により、各監査法人の監査業務の品質が評価され、実質的に会計監査人としての確か否かの選別がなされることになるのである。

さらに、大きな問題は、何と言っても、監査法人のローテーションの導入(所謂、「監査事務

所の強制的交代)」の可否であろう。しかし、かかる問題については、米国において、2002年7月に、エンロン事件やワールドコム事件発覚後に制定された企業改革法(SOX法)での規定(第207条「登録会計事務所の強制的交代に関する調査」)もあり、米国では、この監査事務所の強制的交代に関する調査を要請したことを踏まえ、わが国においても、今後、具体的かつ広範な調査を行い、その結果の分析が行われることになっている。なお、先行して調査研究がなされた米国の場合、PCAOBは、この登録会計事務所の強制的交代の導入については、最終的に断念したと報じられている^⑥。

したがって、わが国の場合、これまでのように、米国の制度に追随するという姿勢ではなく、わが国独自の調査・分析の結果いかに、この監査事務所の強制的交代の導入の可否を決定することになるものと思われることから、今後の動向に注視すべきものと思われる。

⑥ Vincent Ryan, "PCAOB Abandons Auditor Rotation", CFO.com, February 6, 2014 <http://ww2.cfo.com/auditing/2014/02/pcaob-abandons-auditor-rotation/>

国際会計研究学会が第7回東日本部会を開催

国際会計研究学会(橋本尚会長)は5月14日、日本大学商学部にて、第7回東日本部会を開催した。統一論題は、「公正価値会計の国際的展開」。上野清貴氏(中央大学)が座長を務めた。各報告では、浅野敬志氏(首都大学東京)が「公正価値会計の実証研究」、藤田晶子氏(明治学院大学)が「無形資産の公正価値測定」、越智信仁氏(尚美学園大学)が「金融商品の公正価値測定」、米山正樹氏が「有形固定資産の公正価値測定」について発表を行った。

統一論題討論は、会場の質問に対し回答する形式で行われた。「公正価値関連研究の今

後について」との質問に、米山氏は「公正価値に限らず会計基準の研究として、出来上がったルールが実際に想定通りの運用がされているのか、されていないなら原因を究明したい」と回答した。

